

府政情報発信活動事業業務委託仕様書

1 委託業務名

府政情報発信活動事業業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 委託目的

本業務は、京都府広報監「まゆまる」を活用し、府政情報を広く発信することを目的とする。

4 業務内容

委託業務の内容は次のとおりとする。

(1) 「まゆまる」の着ぐるみを活用した広報活動

- ①京都府が別途指定する府政のPRに資すると判断される行事等の予定数 年間150回
- ②アクティブな動きにより、親しみをもってもらえるよう工夫すること。なお、着ぐるみの操演者とは別に、そのアテンドスタッフを最低1名置くこと。
- ③京都府内の新たなファン獲得のため、キャンペーン等の取組を企画・実施すること。
なお、この取組の実施にあたっては、京都府広報課が管理するSNS（下記(3)のSNSを除く。）の新規登録を府民に誘導する企画を盛り込むこととし、グッズ等を制作する場合は、その内容について京都府と協議の上、行うものとする。

(2) 動画コンテンツの制作

既存のYouTubeチャンネル用の動画コンテンツを制作（企画・撮影・編集・配信）するとともに、オフィシャルWEBサイト及びその他SNSと連携した広報を行う。なお、制作する予定数は、年間20本とし、次に掲げる事項について留意すること。

- ・訴求力を意識したサムネイル
- ・知名度や発信力の高いキャラクターとのコラボ企画
- ・撮影場所の多様化
- ・必要に応じて本業務の経費範囲内で広告掲載を行うこと

(3) オフィシャルWEBサイト及びSNSの管理・運用

- ①オフィシャルWEBサイトを管理・運用し、「まゆまる」の活動を通して府政情報を広報する。
- ②既存のSNS（Twitter、LINE、Facebook、YouTube）アカウントを管理・運用し、「まゆまる」の活動を通して府政情報を広報する。その際の情報収集、注目が集まるような素材の作成などを行うとともに、配信計画等について京都府と協議を行うものとする。なお、自然災害や感染症拡大等の緊急時等において、注意喚起等、府民の安心安全に向けた広報をするときは、京都府から別途指示する内容により配信するものとする。
- ③それぞれパスワードや発信内容等の適切な管理を行うとともに、運用上、発生した事象についての責任を負うものとする。

(4) 独創的な活動

受託者がその有する専門的な技能を用いて、上記(1)③の取組におけるグッズ等の

制作その他工夫に係る経費、着ぐるみの小物等の制作、ドローンによる空撮等、「まゆまる」の活動に独創性を付与する取組を行う場合は、本業務の経費範囲内において京都府と協議の上、行うものとする。

5 貸与物品

- ・本業務に使用する「まゆまる」の着ぐるみ一式は、京都府から貸与する。
- ・受託者において適切な管理・メンテナンスを行い良好な状態に保つこと。
- ・貸与物品が破損又は汚損した場合、軽微なものについては受託者において現状に復旧すること。
- ・大きな補修を要する場合については双方で協議すること。
- ・貸与物品・・・「まゆまる」着ぐるみ一式
(着ぐるみ本体1体、衣裳1枚、バッテリー等付属物品一式)
- ・オフィシャルWEBサイト等の管理アカウント権限

6 業務計画

受託者は、事前に次の事項を記載した業務計画書を提出するものとする。

- (1) 実施業務の概要
- (2) 委託業務の予定期間及び終了予定期日

7 実績報告

受託者は、各月ごとに、本業務が完了したときは、遅滞なく実施業務の結果概要を記載した業務完了報告書を京都府に提出しなければならない。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令等及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、活動拠点を受託者の事業所とし、必要な体制を整備すること。
- (3) 受託者は、委託者と月2回程度の協議の上、本業務を遂行するものとする。
- (4) 受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、原則として委託者の指示に従うものとする。
- (5) 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本業務が京都府との委託契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な業務の遂行及び経費の執行に努めること。
- (7) 本業務について、業務の終了後も含め、今後、京都府監査委員による検査の対象となる場合があるため、その場合、受託者は当該検査に協力すること。

9 業務上の留意事項

受託者が上記の内容に違反した場合、契約書第9条の規定に基づき京都府が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させた上で、契約書第11条の規定に基づき違約金を求めることがある。